

平成27年6月5日

株 主 各 位

大阪市中央区道修町四丁目5番17号

株式会社 森 組

代表取締役社長 吉 田 裕 司

第82回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、ありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社第82回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月25日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 平成27年6月26日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 大阪市北区角田町8番47号
阪急グランドビル 26階（末尾ご案内ご参照） |
| 3. 会議の目的事項 | | |
| 報告事項 | | 第82期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告および
計算書類報告の件 |
| 決議事項 | | |
| 第1号議案 | | 取締役8名選任の件 |
| 第2号議案 | | 監査役3名選任の件 |
| 第3号議案 | | 補欠監査役1名選任の件 |

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎事業報告および計算書類ならびに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.morigumi.co.jp>）に掲載いたしますのでご了承ください。
 - ◎当日当社役員は、ノーネクタイの軽装（クールビズ）にて対応させていただきます。株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席いただきますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

当事業年度におけるわが国経済は、消費増税や追加経済対策等が実施される中、原油安や低金利など良好な企業経営環境の持続や、消費者マインドの持ち直しを背景に緩やかな回復傾向を持続しました。

建設業界におきましては、政府建設投資は平成25年度を下回るものの平成24年度を超える投資額を維持し、民間建設投資は住宅着工において消費増税前駆け込み需要の反動により減少したものの、非住宅投資においては緩やかな回復が継続しました。一方で技術者・技能労働者の不足が常態化しており、資材費の上昇傾向が続く等、事業環境は不安定な状況が続きました。

このような状況下、当社では「①事業量を確実に確保する」、「②原価圧縮を推進し、収益性・価格競争力を向上する」、「③首都圏の事業基盤を再構築する」、これら3つの中長期的戦略を実現する方策として、「新規顧客・エリアの開拓」、「継続顧客の獲得」、「人的資源を有効に活用するための選別受注」、「調達部門のチェック機能の強化によるコスト競争力の向上」等の方策を継続的に実行してまいりました。

その結果、当事業年度における工事受注高は31,636百万円（前期比10.7%増）となり、前年度を上回る工事受注高となりました。この工種別内訳は、土木工事47.0%、建築工事53.0%の割合であり、また発注者別内訳は、官公庁工事53.6%、民間工事46.4%の割合であります。

また、完成工事高は29,469百万円（前期比2.7%減）となり、これに兼業事業売上高1,575百万円を加えた売上高は31,044百万円（前期比0.3%減）となりました。

利益面につきましては、労務費や資材費の高騰等はあったものの、経常利益は1,243百万円（前期比86.6%増）となり、税金費用控除後の当期純利益は1,438百万円（前期比148.5%増）となりました。

部門別受注高・売上高・繰越高

(単位：百万円)

区 分		前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
建 設 事 業	土 木	17,269	14,855	15,035	17,089
	建 築	9,703	16,780	14,433	12,050
	計	26,973	31,636	29,469	29,140
兼 業 事 業		—	—	1,575	—
合 計		26,973	31,636	31,044	29,140

(2) 設備投資の状況

当事業年度は特に記載すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当事業年度は特に記載すべき事項はありません。

(4) 財産および損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第 79 期 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)	第 80 期 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)	第 81 期 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)	第82期(当事業年度) (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)
受 注 高	27,760	27,480	28,582	31,636
売 上 高	34,955	29,880	31,129	31,044
経 常 利 益	325	205	666	1,243
当 期 純 利 益	312	143	578	1,438
1株当たり当期純利益	9円55銭	4円37銭	17円67銭	43円91銭
総 資 産	20,098	18,222	22,485	21,524
純 資 産	3,254	3,403	4,002	5,642

(注) 「1株当たり当期純利益」は、期中平均の発行済株式総数より自己株式数を控除して算出しております。

(5) 対処すべき課題

建設業界の今後の見通しにつきましては、市場活性化策などによる政策面での景気下支えを背景に、民間建設投資は、消費増税前駆け込み需要の反動減から緩やかな回復基調で推移すると予想されるものの、増加基調であった政府建設投資はピークアウトする傾向を示しており、横這い、もしくは減少に転じる可能性が高まっていると予想されます。

また、依然として受注競争は熾烈を極め、工事原材料価格の上昇懸念、労務費の高止まり、慢性的な技能労働者の不足等により、不安定な経営環境が続くものと予想されます。

このような状況下、当社は、さらなる経営基盤の安定化を図るために、「安定した事業量の継続的確保」、「安定した利益を生み出す価格競争力」を最重要課題とし、次の3つの施策を新たな中長期的戦略として実行してまいります。

第1は、将来にわたって安定した市場が見込める社会資本、集合住宅等の維持修繕分野で実績を積み重ねていくことをはじめとして、お客様と共同で事業推進できる建築事業、土木事業における大型工事を安定的に獲得できる強固な体制の構築を目指すことにより「安定した事業量の継続的確保」を図ります。

第2は、工事作業所への管理部門の支援体制をさらに磨きあげ、利益獲得ノウハウの伝授、「現場力」の底上げを行うほか、設計・積算・営業部門の連携強化により収益性が高く、かつお客様にとって魅力的な事業の提案ができる体制を構築します。また協力的会社との連携を深化、あるいは新しい協力的会社との関係構築に注力することにより「安定した利益を生み出す価格競争力」の向上を図ります。

第3に、当社は、人材を「人財」ととらえ、社員のレベルアップ、現場力の強化を企図した社員研修の充実化を推し進め、社内の効率化をはかることで、「継続的な人財育成・活性化」を図ってまいります。

なお、上記施策を実行することで、新たな中長期的な戦略の最終年度となる平成30年3月期をモデル年度として、受注高30,500百万円、売上高31,000百万円、営業利益950百万円、経常利益880百万円に設定しました。

また、復配については早期に実現すべき課題として位置づけておりますが、当事業年度におきましては、将来的に安定した企業活動を行うため、内部留保の状況、事業計画などを勘案した結果、誠に遺憾ながら、配当実施は見送らせていただくことといたしました。

株主の皆様には深くお詫び申し上げますとともに、何卒事情をご理解の上、引き続きご支援賜りますようお願い申し上げます。

当社では、これからも『最高の品質と最良のサービスで、お客様の感動を』の経営理念を念頭に、事業に邁進してまいりますので、ご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 子会社の状況
該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当社は建設業法により、特定建設業者「(特-22)第2404号」として国土交通大臣許可を受け、土木、建築ならびにこれらに関連する事業を行っております。

また、採石法により、採石業者として兵庫県知事「兵庫県第518号」に登録し、碎石、砕砂の採取、売買の事業のほか、宅地建物取引業法により、宅地建物取引業者「(11)第2241号」として国土交通大臣許可を受け、不動産に関する事業を兼業いたしております。

(8) 主要な営業所等

名 称	所在地	名 称	所在地
本 社 ※	大阪市中央区	中部営業所	名古屋市中区
大 阪 本 店	〃	京滋営業所	京都市中京区
東 京 本 店	東京都中央区	奈良営業所	奈良県奈良市
岩手営業所	岩手県宮古市	阪神営業所	兵庫県西宮市
東北営業所	仙台市青葉区	福岡営業所	福岡市博多区
横浜営業所	横浜市青葉区	生瀬碎石所	兵庫県西宮市

- (注) 1. ※印は、会社法上の本店の所在地であります。
2. 平成26年6月15日に岩手営業所を開業いたしました。

(9) 使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
360名	11名減	43.0才	17.4年

(10) 主要な借入先の状況

(単位：百万円)

借 入 先	借入金残高
株 式 会 社 り そ な 銀 行	1,000
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	700
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	700
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	500
株 式 会 社 み な と 銀 行	400

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 120,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 32,800,000株
- (3) 株主数 1,722名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社長谷工コーポレーション	9,575,000株	29.23%
阪急電鉄株式会社	2,960,000株	9.04%
有限会社フォーレ	1,975,000株	6.03%
森組取引先持株会	1,647,000株	5.03%
株式会社三井住友銀行	1,290,000株	3.94%
株式会社りそな銀行	1,190,000株	3.63%
株式会社みなと銀行	750,000株	2.29%
株式会社近畿大阪銀行	678,000株	2.07%
日本証券金融株式会社	645,000株	1.97%
今井 修	560,000株	1.71%

(注) 持株比率は自己株式47,202株を控除して算出しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 当事業年度末日における取締役および監査役

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役 会長	山本 光一	
代表取締役 社長	村上 和朗	
取締役 専務執行役員	吉田 裕司	全社統括、資材部担当、安全統括部担当
取締役 専務執行役員	平岡 三明	経営企画統括
取締役 常務執行役員	馬場 重一	C S R 統括部担当
取締役 常務執行役員	藤野 隆博	建築事業本部長
取締役 常務執行役員	川副 裕介	土木事業本部長、砕石事業担当、大阪本店長（支配人）
取締役 常務執行役員	中田 順次	リフォーム事業本部長
常勤監査役	金山 童化	
監査役	藪口 隆	弁護士法人御堂筋法律事務所 社員
監査役	能上 尚久	阪急電鉄㈱ 専務取締役

- (注) 1. 監査役藪口 隆および能上尚久の両氏は、社外監査役であります。
 2. 当社は監査役藪口 隆氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
 3. 監査役能上尚久氏は、財務・経理部門等での実務経験が有り、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 事業年度末後（平成27年4月1日付）で、次のとおり地位の異動がありました。

氏 名	異 動 前	異 動 後
山本 光一	代表取締役 会長	取締役
村上 和朗	代表取締役 社長	取締役
吉田 裕司	取締役 専務執行役員	代表取締役 社長
平岡 三明	取締役 専務執行役員	代表取締役 専務執行役員

5. 取締役常務執行役員・建築事業本部長の藤野隆博氏は、平成27年3月31日をもって辞任により退任いたしました。

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	員 数	報酬等の総額
取 締 役	8名	73百万円
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	18百万円 (9百万円)
計	11名	92百万円

(注) 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
なお、使用人兼務取締役の使用人分の支給額は23百万円であります。

(3) 社外役員等に関する事項

① 社外役員の子な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外監査役	藪 口 隆	当事業年度開催の取締役会には6回全てに出席し、また、作業所の往査を行い、弁護士としての専門的知識を反映して、疑問点等を明らかにするために適宜質問し意見を述べています。また、当事業年度開催の監査役会には6回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っています。
	能 上 尚 久	当事業年度開催の取締役会には6回全てに出席し、また、作業所の往査を行い、豊富な職務経験と経営経験による幅広い見識をもって、疑問点等を明らかにするために適宜質問し意見を述べています。また、当事業年度開催の監査役会には6回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っています。

② 社外役員の子な兼職の状況

区 分	氏 名	重要な兼職の状況	当社との関係
社外監査役	藪 口 隆	弁護士法人御堂筋法律事務所 社員	—
	能 上 尚 久	阪急電鉄(株) 専務取締役	主要な取引先、大株主

③ 責任限定契約の内容の概要

当社定款に基づき、当社が社外監査役藪口隆および能上尚久の両氏と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

社外監査役として職務を行うにつき、当社に対して損害賠償責任を負う場合、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする。

④ 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、従前より社外取締役の選任について検討しておりましたが、前回改選期には適切な候補者が見つからなかったことなどもありまして、当事業年度末日において社外取締役を置いておりません。

しかしながら、今般の会社法改正やその他の社会情勢の変化などを踏まえ、精力的に社外取締役の人選に努めましたところ適任者を得ることができましたので、平成27年6月26日開催予定の第82回定時株主総会に社外取締役候補者を含む取締役選任議案を上程いたします。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	36百万円
②当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

(注) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任または不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。

5. 業務の適正を確保するための体制

会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容（内部統制システム整備に関する基本方針）は以下のとおりであります。

（最終改定 平成27年3月20日）

（1）内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令、定款、規程もしくは企業倫理に反する行為又はその恐れのある事実を速やかに認識し、コンプライアンス経営を確保することを目的として、コンプライアンスに関する研修を実施するとともに、内部通報制度を設ける。内部通報制度においては、通報者に対する不利益な取扱いの禁止を内部通報に関する規程にルール化する。

コンプライアンス経営の確保を脅かす重大な事象が発生した場合、対処方法等を検討する委員会を速やかに設置するとともに、監査役に報告する。

社長直轄の内部監査部門を設置し、規程を整備したうえで、内部監査を実施する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書その他の情報は、文書の保存・管理に関する規程に従い、適切に保存・管理を行うものとし、監査役はこれらの文書を常時閲覧できる。

文書の保存・管理に関する規程には、重要な文書の保管方法、保存年限などを定めるものとし、その規程を制定・改定する時は、監査役と事前に協議を行う。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

組織横断的なリスクについてはリスク管理担当部署が、各部門所管業務に関するリスクについては各担当部門がそれぞれリスク想定・分析を行うとともに、適時見直しを行う。

不測の事態が発生した場合に、リスク管理担当部署への適切な情報伝達が可能となる体制を整備するとともに、重大なリスクが具現化した場合には、社長を対策委員長とする危機管理委員会を設置して、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整備する。

上記事項を規定するリスク管理に関する規程を制定するとともに、リスク分析やリスク対応の状況については、適時取締役会において報告を行う。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会に加えて経営会議を設置し、重要な業務執行については、経営会議の審議を経て、取締役会において決定するとともに、その進捗状況及び成果については適時取締役会等に報告する。

業務執行については、業務組織、職務分掌、意思決定制度等においてそれぞれ取締役及び使用人の権限と責任の所在及び執行手続の詳細を定めるものとし、重要な業務執行の進捗状況については、適時取締役会に報告する。

各事業に関して責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与え、当該取締役は進捗状況を内部監査部門に適時報告する。

業務の効率性と適正性を確保するため、IT化を推進するとともに、その進捗状況を適宜把握し、その改善を図るよう内部監査部門による内部監査を実施する。

- ⑤監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性の確保に関する事項

監査役は、内部監査部門所属の使用人に監査業務に必要な事項を指示することができるものとし、監査役より監査業務に必要な指示を受けた使用人はその指示に関して、取締役、内部監査部門長等の指示を受けないものとする。また、当該業務の評価に関しては監査役と事前に協議を行うものとする。

尚、監査役が必要とした場合には、監査役の職務を補助すべき使用人を別途置くことができるものとし、当該使用人の独立性を確保するため、異動・評価等に関しては、監査役と事前に協議を行うものとする。

- ⑥取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役が出席する取締役会及び経営会議において法定の事項に加え、内部監査の実施状況並びに、内部通報制度による通報状況及び内容、社内不祥事、法令違反事案のうち重要事項の報告を行うとともに、取締役と監査役が意見交換を行う会議を別途設定する。

意思決定書（稟議書）の回付等を通じて、業務執行の状況につき監査役が必要と認める事項を適時報告する制度を整備する。

- ⑦監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る事項

監査役又は監査役会が監査の実施のために弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対して助言を求める又は調査、鑑定その他の事務を委託するなど所要の費用を請求するときは、担当部門での審議において、当該請求に係る費用が監査役又は監査役会の職務の執行に必要なでない認められる場合を除き、これを拒むことができない。

- ⑧財務報告の信頼性を確保するための体制

取締役会は、財務報告とその内部統制に関し、代表取締役社長を適切に監督する。

代表取締役社長は、本基本方針に基づき、財務報告とその内部統制の構築を行い、その整備・運用を評価する。

(2) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力への対応の徹底、かつコンプライアンスの遵守は、適正な事業活動を継続するうえにおいて不可欠であるとし、反社会的勢力への対応について倫理規則に定め、継続的なコンプライアンス教育を通して、全役職員への徹底を図っている。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
また、1株当たり当期純利益および百分率は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

貸借対照表 (平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	17,813	流動負債	14,773
現金預金	6,088	支払手形	3,292
受取手形	71	工事・碎石未払金	5,724
完成工事未収入金	9,763	短期借入金	4,143
売掛金	226	未払金	107
未成工事支出金	20	未払法人税等	26
製品・仕掛品	1	未成工事受入金	1,084
販売用不動産	423	完成工事補償引当金	53
材料貯蔵品	118	工事損失引当金	16
前渡金	13	賞与引当金	85
前払費用	57	リース債務	101
繰延税金資産	113	その他の	138
未収入金	363	固定負債	1,109
未消費税等	709	長期借入金	148
その他の	43	リース債務	229
貸倒引当金	△202	退職給付引当金	730
固定資産	3,710	その他の	1
有形固定資産	2,525	負債合計	15,882
建物・構築物	720	純資産の部	
機械・運搬具	49	科 目	金 額
工具器具・備品	52	株主資本	5,541
土地	1,603	資本金	1,640
リース資産	99	資本剰余金	202
無形固定資産	210	その他資本剰余金	202
電話加入権	19	利益剰余金	3,703
施設利用権	0	その他利益剰余金	3,703
ソフトウェア	0	繰越利益剰余金	3,703
リース資産	190	自己株式	△4
投資その他の資産	974	評価・換算差額等	100
投資有価証券	514	その他有価証券評価差額金	100
長期貸付金	47	純資産合計	5,642
長期未収入金	53	負債純資産合計	21,524
繰延税金資産	87		
その他の	333		
貸倒引当金	△61		
資産合計	21,524		

※記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		
完成工事高	29,469	
兼業事業売上高	1,575	31,044
売 上 原 価		
完成工事原価	27,035	
兼業事業売上原価	1,410	28,445
売 上 総 利 益		
完成工事総利益	2,433	
兼業事業総利益	165	2,598
販売費及び一般管理費		1,274
営 業 利 益		1,324
営 業 外 収 益		
受取利息	3	
有価証券利息	0	
受取配当金	6	
保険配当金	5	
受取事務手数料	4	
雑収入	9	29
営 業 外 費 用		
支払利息	95	
その他	15	110
経 常 利 益		1,243
税引前当期純利益		1,243
法人税、住民税及び事業税		38
法人税等調整額		△233
当 期 純 利 益		1,438

※記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		その他資本剰余金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
当 期 首 残 高	1,640	202	2,129	△3	3,967
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額			135		135
会計方針の変更を反映 した当期首残高	1,640	202	2,265	△3	4,103
事業年度中の変動額					
当 期 純 利 益			1,438		1,438
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計	－	－	1,438	△0	1,438
当 期 末 残 高	1,640	202	3,703	△4	5,541

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	34	34	4,002
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額			135
会計方針の変更を反映 した当期首残高	34	34	4,137
事業年度中の変動額			
当 期 純 利 益			1,438
自 己 株 式 の 取 得			△0
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	66	66	66
事業年度中の変動額合計	66	66	1,504
当 期 末 残 高	100	100	5,642

※記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕

1. 重要な資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

- その他有価証券 : 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております）
時価のないもの 移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準および評価方法

デリバティブ : 時価法

(3) たな卸資産の評価基準および評価方法

- 未成工事支出金 : 個別法による原価法
製品・仕掛品 : 総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
販売用不動産 : 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
材料貯蔵品 : 総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2. 重要な固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

: 定率法（但し、建物については定額法）

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

: 定額法（但し、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法）

(3) リース資産

: 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却の方法と同一の方法を採用しております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算出する方法を採用しております。

3. 重要な引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

: 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 完成工事補償引当金

: 完成工事に対して予想される無償の補修費用の発生に備えるため、実績繰入率に将来の補償見込額を加味して計上しております。

(3) 工事損失引当金

: 当事業年度末における手持工事のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができず工事について、その損失見込額を計上しております。

- (4) 賞与引当金 : 従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
- (5) 退職給付引当金 : 従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。
- なお、会計基準変更時差異（1,643百万円）については、15年による均等額を費用処理しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。
4. 重要な収益および費用の計上基準
完成工事高および完成工事原価の計上基準
- ① 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事
工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）
- ② その他の工事
工事完成基準
5. 重要なヘッジ会計の処理方法
- (1) ヘッジ会計の方法 : 繰延ヘッジ処理を採用しております。但し、金利スワップの特例処理の適用条件を満たす金利スワップについては特例処理を採用しております。
- (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 : ヘッジ手段 金利キャップ、金利スワップ
ヘッジ対象 借入金
- (3) ヘッジ方針 : 当社の社内規定に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。
- (4) ヘッジ有効性評価の方法 : ヘッジ手段とヘッジ対象の対応関係を確認することにより、有効性を評価しております。但し、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略しております。
6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。

〔会計方針の変更に関する注記〕

（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）および「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日）を当事業年度より適用し、退職給付債務および勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間および支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務および勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が135百万円減少し、利益剰余金が135百万円増加しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益および税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

〔貸借対照表に関する注記〕

1. 有形固定資産の減価償却累計額		2,063百万円
2. 担保に供している資産および担保に係る債務		
担保に供している資産	販売用不動産	102百万円
	建物・構築物	679百万円
	土地	1,395百万円
	投資有価証券	128百万円
担保に係る債務	短期借入金	3,170百万円
3. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務		
	短期金銭債権	83百万円
	長期金銭債権	8百万円
	短期金銭債務	95百万円

〔損益計算書に関する注記〕

1. 工事進行基準による完成工事高		23,359百万円
2. 売上原価に含まれている工事損失引当金繰入額		4百万円
3. 関係会社との取引高		
営業取引による取引高	売上高	1,439百万円
	仕入高	1,372百万円
営業取引以外の取引高		0百万円

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

1. 当事業年度末の発行済株式総数	普通株式	32,800,000株
2. 当事業年度末の自己株式の総数	普通株式	47,202株

〔税効果会計に関する注記〕

繰延税金資産の発生の主な原因は、退職給付引当金、賞与引当金、完成工事補償引当金および繰越欠損金等であり、繰延税金負債の発生の主な原因はその他有価証券評価差額金であります。

〔金融商品に関する注記〕

- 金融商品の状況に関する事項
当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。
受取手形および売掛金に係る顧客の信用リスクは、取引先ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状態を把握する体制をとっております。ま

た、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

支払手形、工事・碎石未払金および未成工事受入金については、概ね一年以内に決済されます。

借入金の使途は運転資金(主として短期)および設備投資資金であります。なお、デリバティブは社内規定に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（注2）参照）。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額(*)	時 価(*)	差 額
(1) 現金預金	6,088	6,088	—
(2) 受取手形	71	71	—
(3) 完成工事未収入金	9,763	9,763	—
(4) 未収入金	363	363	—
(5) 投資有価証券 その他有価証券	297	297	—
(6) 長期未収入金 貸倒引当金	53 △53		
	—	—	—
(7) 支払手形	(3,292)	(3,292)	—
(8) 工事・碎石未払金	(5,724)	(5,724)	—
(9) 未成工事受入金	(1,084)	(1,084)	—
(10) 短期借入金	(4,143)	(4,143)	—
(11) 長期借入金	(148)	(148)	—

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法および有価証券ならびにデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金預金、(2) 受取手形、(3) 完成工事未収入金、(4) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

(6) 長期未収入金

担保による回収見込額等により時価を算定しております。

(7) 支払手形、(8) 工事・碎石未払金、(9) 未成工事受入金、(10) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(11) 長期借入金

長期借入金は変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(注2) 非上場株式(貸借対照表計上額216百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 投資有価証券その他有価証券」には含めておりません。

〔関連当事者との取引に関する注記〕

親会社および法人主要株主等

(単位：百万円)

種 類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注1)	科 目	期末残高(注1)
その他の関係会社	㈱長谷工コーポレーション	被所有 直接29.3%	工事の受注 工事の共同施工	工事の 売上 (注2)	1,439	完成工事 未収入金	34
						受取手形	46
				共同施工 工事原価	1,368	未収入金	2
						工事・碎石 未払金	95

(注1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりませんが、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2) 工事の受注については、㈱長谷工コーポレーションより提示された価格と、市場の実勢価格を勘案して受注しております。

〔1株当たり情報に関する注記〕

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 172円26銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 43円91銭 |

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年 5月13日

株式会社 森 組
取締役 会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小林 礼 治 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 桃 原 一 也 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社森組の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第82期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第82期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備は認識していない旨の報告を取締役等及び有限責任あずさ監査法人から受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月13日

株 式 会 社 森 組 監 査 役 会

常 勤 監 査 役 金 山 童 化 ㊞

社 外 監 査 役 藪 口 隆 ㊞

社 外 監 査 役 能 上 尚 久 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 取締役8名選任の件

取締役7名全員は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

また、取締役藤野隆博氏は、平成27年3月31日付で辞任により退任しておりますので、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	よしだ ゆうじ 吉田 裕司 (昭和32年12月5日生)	昭和57年4月 当社入社 平成16年7月 当社 大阪本店営業第1部長 平成19年2月 当社 大阪土木事業本部副本部長 兼営業統括部長 平成20年4月 当社 土木事業本部副本部長兼営業統括部長 平成20年6月 当社 執行役員 土木事業本部副本部長 兼営業統括部長 平成25年4月 当社 執行役員 土木事業本部副本部長 平成25年6月 当社 取締役 常務執行役員 土木事業本部副本部長 平成26年4月 当社 取締役 専務執行役員 全社統括、資材部担当、安全統括部担当 平成27年4月 当社 代表取締役 社長（現任）	61,000株
2	ひらおか みつあき 平岡 三明 (昭和32年2月4日生)	平成18年3月 ㈱りそな銀行 東京公務部長 平成20年4月 ㈱埼玉りそな銀行 執行役員 埼玉東地域営業本部長 平成22年6月 ㈱近畿大阪銀行 常勤監査役 平成24年6月 日本トラスティ・サービス信託銀行㈱ 常勤監査役 平成25年6月 当社 取締役 専務執行役員 経営企画統括 平成27年4月 当社 代表取締役 専務執行役員 経営企画統括（現任）	4,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
3	ばん ば しげ かず 馬 場 重 一 (昭和26年5月9日生)	平成2年3月 阪急電鉄(株) 鉄道本部建設部第一工事課長 平成11年10月 同 鉄道事業本部鉄道技術第一部施設課長 平成13年4月 (株)アーバン・エース 企画総務部部长 平成13年8月 当社に出向 営業本部副本部長 平成14年6月 当社 常務取締役 大阪本店長 (支配人) 平成17年6月 当社 取締役 常務執行役員 営業本部長 平成18年6月 当社 取締役 常務執行役員 営業本部長、 東京本店長 (支配人) 平成20年4月 当社 取締役 常務執行役員 C S R統括部担当 平成25年6月 当社 取締役 常務執行役員 C S R統括部担当、安全統括部担当 平成26年4月 当社 取締役 常務執行役員 C S R統括部担当 (現任)	51,000株
4	かわ ぞえ ゆう すけ 川 副 裕 介 (昭和25年1月12日生)	昭和43年4月 当社入社 平成12年4月 当社 大阪本店土木部長 平成17年6月 当社 執行役員 リフォーム事業担当、 砕石事業部長 平成19年2月 当社 執行役員 大阪本店土木事業本部長 平成20年6月 当社 取締役 執行役員 土木事業本部長 平成24年6月 当社 取締役 常務執行役員 土木事業本部長 、砕石事業担当 平成25年6月 当社 取締役 常務執行役員 土木事業本部長 、砕石事業担当、大阪本店長(支配人) 平成27年4月 当社 取締役 常務執行役員 土木事業本部長 、砕石事業部担当、大阪本店長(支配人) (現任)	97,000株
5	なか た じゅん じ 中 田 順 次 (昭和24年12月14日生)	昭和47年4月 当社入社 平成12年4月 当社 大阪本店建築部長 平成18年6月 当社 執行役員 リフォーム事業担当 兼大阪リフォーム部長 平成21年6月 当社 常務執行役員 大阪リフォーム事業本部長 平成25年4月 当社 常務執行役員 リフォーム事業本部長 平成25年6月 当社 取締役 常務執行役員 リフォーム事業本部長 (現任)	39,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴(地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
6※	佐藤英二 (昭和28年8月11日生)	昭和47年4月 当社入社 平成16年4月 当社 施工本部 大阪土木部 工事部長 平成20年4月 当社 土木事業本部 大阪施工部部长 兼民間大阪営業部担当部長 平成23年4月 当社 土木事業本部 施工部 施工統括部長 平成24年6月 当社 執行役員 土木事業本部 施工部・技術部担当 平成26年4月 当社 常務執行役員 土木事業本部副本部長 平成27年4月 当社 常務執行役員 建築事業本部長(現任)	20,000株
7※	中嶋規之 (昭和28年9月29日生)	平成18年6月 大阪瓦斯㈱ 執行役員 導管事業部長 平成20年6月 同 常務取締役 導管事業部長 平成21年6月 同 取締役 常務執行役員 技術開発本部長 平成25年4月 同 取締役 平成25年4月 ㈱リキッドガス 取締役会長(現任) 平成25年6月 大阪瓦斯㈱ 顧問(現任)	- 株
8※	坂本昌隆 (昭和33年10月7日生)	平成17年4月 ㈱長谷工コーポレーション 関西営業部門 事業推進部部长 平成22年4月 同 関西都市開発部門 関西住宅開発事業部 管理部部长 平成23年9月 当社に出向 執行役員 経営企画副統括 (理財部・経営企画部担当) 平成25年6月 当社 常務執行役員 経営企画副統括 (理財部・経営企画部担当) 平成27年4月 ㈱長谷工コーポレーション 大阪経理部・大阪グループ経理部 統括部長 (現任)	10,000株

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
3. 中嶋規之氏は社外取締役候補者であります。
中嶋規之氏はこれまで培ってきた職務・経営経験から社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、選任をお願いするものであります。
4. 中嶋規之氏が選任された場合は、当社は同氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令で定める限度まで限定する契約を締結する予定であります。
5. 中嶋規之氏が選任された場合は、同氏が東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしていることから、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
なお、中嶋規之氏が顧問を務める大阪瓦斯㈱は当社の取引先であります。同社との取引実績は、当社の当期(第82期)売上高の0.2%未満であり、十分に独立性を有していると判断しております。

第2号議案 監査役3名選任の件

監査役3名全員は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴(地位および重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1※	た さか はる き 田 阪 治 樹 (昭和30年1月7日生)	昭和54年4月 当社入社 平成21年11月 当社 土木事業本部 本部付担当部長 平成22年4月 当社 土木事業本部 工務管理部部長 平成26年4月 当社 執行役員 土木事業本部 工務管理部統括部長 平成27年4月 当社 執行役員 土木事業本部 工務管理部担当(現任)	17,000株
2	やぶ ぐち たかし 藪 口 隆 (昭和30年6月22日生)	昭和57年4月 大阪弁護士会登録 御堂筋法律事務所入所 平成元年4月 御堂筋法律事務所 パートナー 平成15年1月 弁護士法人御堂筋法律事務所 社員(現任) 平成19年6月 当社 社外監査役(現任)	- 株
3※	たけ うち きだ お 竹 内 定 夫 (昭和23年6月2日生)	昭和51年9月 クーパースアンドライブランド会計事務所入所 昭和58年4月 竹内・田中会計・法律事務所開設 (現 ふじ総合会計・法律事務所) 平成10年1月 監査法人はるか代表社員(現任) 平成14年6月 日本サード・パーティ㈱ 社外監査役(現任) 平成24年3月 ㈱スタジオアリス 社外監査役(現任)	- 株

- (注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。
2. 各監査役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
3. 藪口 隆氏および竹内定夫氏は、社外監査役候補者であります。
藪口 隆氏は直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての識見と経験から、当社の社外監査役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。
竹内定夫氏は公認会計士として、財務・会計の知識を有していることから、当社の社外監査役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。
4. 藪口 隆氏は現在当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって8年となります。
5. 当社は藪口 隆氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令で定める限度まで限定する契約を締結しており、同氏が再任された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、竹内定夫氏が選任された場合は、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は藪口 隆氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合には、当社は引き続き同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。また、竹内定夫氏も東京証券取引所の定めに基づく独立役員を満たしており、同氏が選任された場合には、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

本定時株主総会開始の時をもって、平成26年6月27日開催の第81回定時株主総会において選任された補欠監査役の選任の効力が失われますので、改めて、監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。
補欠の監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴(地位および重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
うえ やま えつ や 上山悦也 (昭和29年3月27日生)	昭和51年4月 当社入社 平成元年1月 当社 総務部秘書課長 平成14年6月 当社 人材統括室長 平成18年6月 当社 C S R 統括室長 平成19年2月 当社 総務人事部統括部長 平成22年6月 当社 執行役員 経営企画副統括兼総務人事部統括部長 平成27年4月 当社 常務執行役員 経営企画副統括 (総務人事部担当) (現任)	23,000株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 上山悦也氏は、第2号議案で選任をお願いする監査役候補者のうち、田阪治樹氏の補欠の監査役候補者であります。

以上

<MEMO>

株主総会会場ご案内



■会場 阪急グランドビル26階

■会場（26階）へは阪急グランドビル内高層階用エレベーターをご利用ください。

阪急梅田駅 徒歩約2分

JR大阪駅 徒歩約1分

阪神梅田駅 徒歩約3分

地下鉄御堂筋線梅田駅 徒歩約1分

地下鉄谷町線東梅田駅 徒歩約2分